

区分	保育所（園）	幼稚園	認定こども園 (幼保連携型認定こども園)
所管省庁	厚生労働省	文部科学省	内閣府（幼保連携推進室）
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
類型	認可保育所【公立・私立】	認可幼稚園【公立・私立】	認定こども園【公立・私立】
設置者	【公立】：地方公共団体 【私立】：社会福祉法人等（学校法人、企業、NPO、個人でも設置可）	【公立】：地方公共団体 【私立】：学校法人	【公立】：地方公共団体 【私立】：社会福祉法人等
認可等	知事	都道府県教育委員会	知事及び都道府県教育委員会
目的・内容	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその乳児（1歳未満）又は幼児（満1歳から小学校就学の始期まで）を保育（養護と教育）すること	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供
機能	保護者の就労等により保育を必要とする乳児又は幼児、その他の児童を保育する児童福祉施設	満3歳から小学校就学前の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校	・保育を必要とする子も必要としない子も受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設 ・すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談等を提供する施設
保育・教育内容の基準	保育所保育指針に基づく保育 【幼稚園教育要領との整合が図られている】	幼稚園教育要領に基づく教育 【保育所保育指針との整合が図られている】	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
対象児	0歳から就学前の保育を必要とする児童（保護者の就労等による入所（園）要件有り）	満3歳から就学前の幼児（入園要件無し）	保育所部分（保育）：保育を必要とする児童 幼稚園部分（教育）：入所（園）要件なし
1日の保育・教育時間	・1日8時間保育、11時間開所を原則 ・延長保育、休日保育、一時保育あり	・1日4時間を標準、年間39週以上開園 ・預かり保育あり	保育所（園）・幼稚園利用の両方に対応可能
長期休業	なし	あり（春・夏・冬休み）	入所児童の状況に応じて、施設で決定
入所・入園の手続き	【公立・私立】 市と保護者の契約	【公立】 市教育委員会と保護者の直接契約 【私立】 設置者と保護者の直接契約	【公立・私立】 原則として、設置者と保護者の直接契約。ただし、幼保連携型の保育所部分（保育）については、入所要件の「保育を必要とする」判定を市で行い、当面の間、利用調整を市で行う。
保育料	【公立・私立】 国の基準額以内で所得に応じた利用料を市で決定し、市へ納付。	【公立】 定額利用料を市教育委員会が決定し、市へ納付 【私立】 定額利用料を設置者が決定し、設置者へ納付（所得に応じて保護者に就園奨励費を市が助成）	【私立】 利用時間等を踏まえ、設置者が決定し、設置者へ納付
職員の配置基準	・0歳児3人につき1人 ・1～2歳児6人につき1人 ・3歳児20人につき1人 ・4～5歳児30人につき1人	1学級（満3歳～）35人以下、各学級ごとに専任教諭1人	保育所部分（保育）：保育所（園）に同じ 幼稚園部分（教育）：幼稚園に同じ
職員の資格	保育士資格証明書	幼稚園教諭普通免許状	保育士資格証明書 幼稚園教諭普通免許状
運営費（経常経費）	【公立】：交付税措置 【私立】：国1/2 都道府県1/4 市1/4	【公立】：交付税措置 【私立】：私学助成金（国1/3 都道府県2/3）	保育所（園）、幼稚園に同じ